

# 放置ゼロ

## キレイな街で おもてなし

駅前放置自転車クリーンキャンペーン実施中

10月1日(火)～11月30日(土)



安全できれいな街づくりにご協力ください

駅周辺での自転車やバイクの不正な駐車（放置）は、通行の妨げとなるほか美観を損ない、また緊急時には避難・救助の妨げになるなど深刻な問題につながります。

市では、駅前広場や周辺道路への放置を防止するため、条例を制定し、自転車駐車場の整備をはじめ、放置自転車等の撤去などの対策を実施しています。

買物などで自転車やバイクを使用するときは、各自自転車駐車場またはご利用店舗の駐輪場に駐車して、放置自転車等のない安全できれいな街づくりにご協力ください。

### 自転車等が撤去された場合は

茂原駅と新茂原駅の周辺は、放置禁止区域を定め道路等の公共の場所において随時撤去を実施しています。撤去した放置自転車等は、第4自転車駐車場（一部は第5自転車駐車場）に保管しています。返還に際しては、撤去・保管料として、自転車は1台につき



千円、原動機付自転車は1台につき2千円が必要です。

お問い合わせは、都市計画課（8階）

☎201546、FAX2016006へ。

10月1日は浄化槽の日

# 浄化槽 地球にやさしい

# エコ活動

浄化槽は、維持管理を怠ったり使い方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭の発生や河川の水質悪化を招く原因にもなります。それらを防止するためにも、浄化槽を適正に維持管理しましょう。

### 適正な維持管理

浄化槽の機能維持のために次のことが浄化槽法で義務付けられています。

○保守点検（年3回以上）

機器の調整や補修、消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための点検

○清掃（年1回以上）

浄化槽の機能低下や悪臭の原因となる汚泥などの抜き取りと清掃

○法定検査（年1回）

浄化槽の維持管理が適切に行われ、正常に機能しているかを確認するための検査

※保守点検・清掃・法定検査

を行う業者は、環境保全課

ウェブページまたは同課に

直接お問い合わせください。

### 合併浄化槽への切り替えを

浄化槽には、トイレからの排水だけを処理する「単独処理浄化槽」とトイレや台所、風呂場などから出るすべての排水を処理する「合併処理浄化槽」があります。

単独処理浄化槽やくみ取り便槽を使用している方は、環境への負荷を減らすためにも合併処理浄化槽に切り替えましょう。



お問い合わせは、

環境保全課（6階）

☎201504、FAX2016004へ。